

令和8年度 さいたま市 介護サービス事業所集団指導

さいたま市福祉局生活福祉部監査指導課

令和8年9月

集団指導の内容

- (1) 運営指導及び監査の概要……………3
- (2) 運営指導及び監査の流れ……………5
- (3-1) 運営指導における主な文書指摘事項……………8
- (3-2) 運営指導における主な口頭指導事項……………16
- (4) 基準確認シートの活用について……………20
- (5) その他……………22
- (6) 参考資料……………23
- (7) 連絡事項・おわりに……………24

※このファイルで使用している合成音声は、VOICEVOX:No.7です。



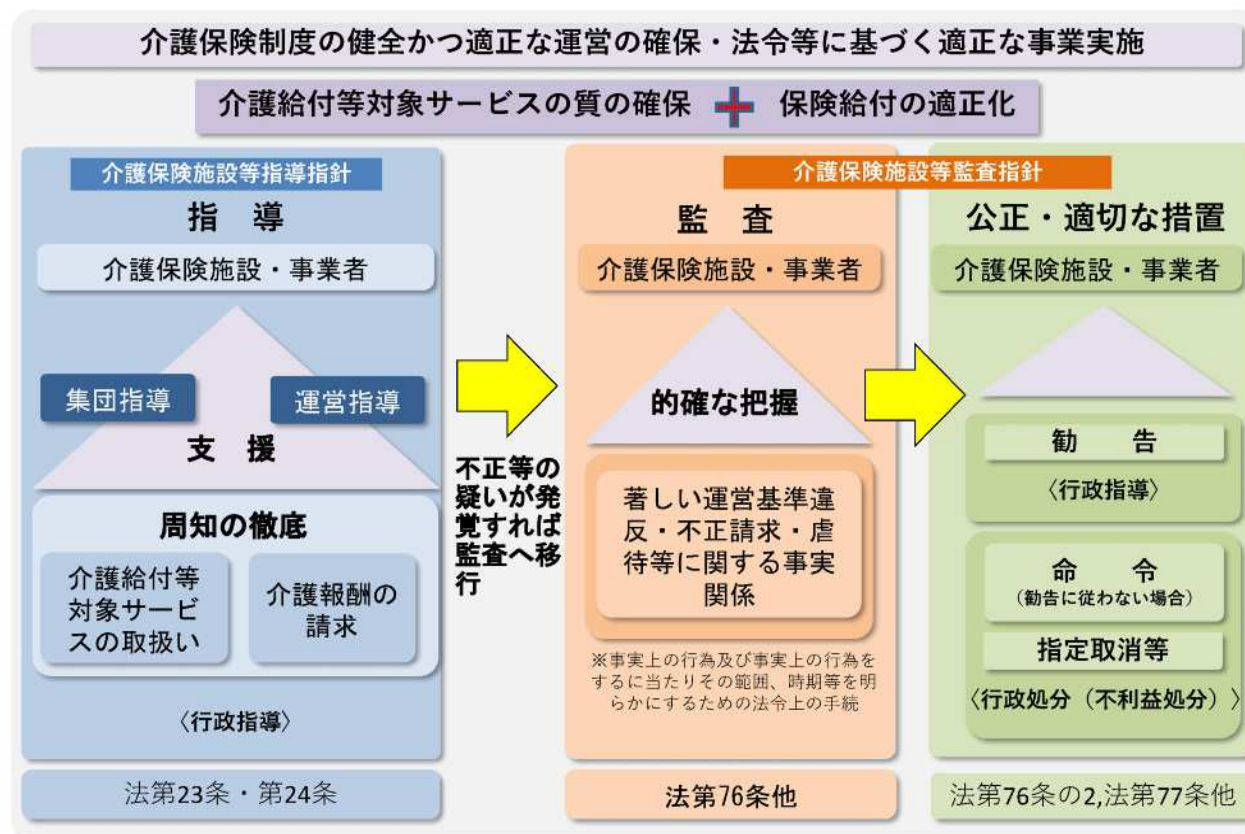
(1) 指導監査の概要

指導監査は目的により「指導」と「監査」に分かれ、指導はさらに指導の形態に応じて「集団指導」と「運営指導」に分かれています。

	指導	監査
根拠法令	介護保険法第23条・第24条	介護保険法第76条 ほか
目的	サービスの質の確保と保険給付の適正化	不正等の疑いが発覚した際に、事実関係の的確な把握を行う
その他	サービスの取扱いや過去の指導事例等について講習等の方式で行う 集団指導 (今回の指導が該当) と、運営体制や報酬請求について原則実地で指導を行う 運営指導 とに分かれる	指定基準違反や人格尊重義務違反が認められた場合、 行政上の措置（勧告・命令・指定の取消等） が行われることがある

(1) 指導監査の概要

介護保険制度における介護保険施設・事業者に対する指導監督

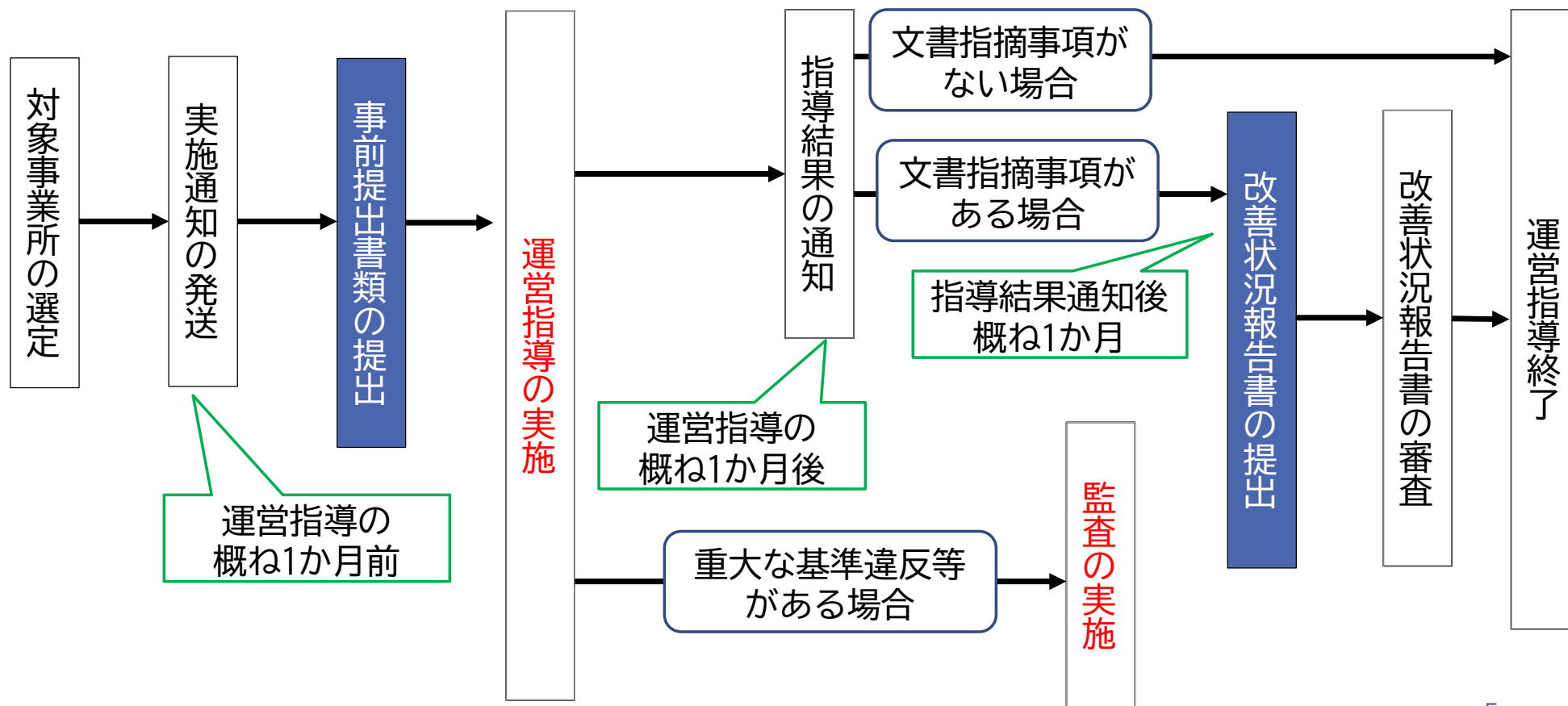


出典：厚生労働省ホームページ「介護保険制度における指導監督」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/service/index_00001.html

(2) 運営指導及び監査の流れ

運営指導の流れ



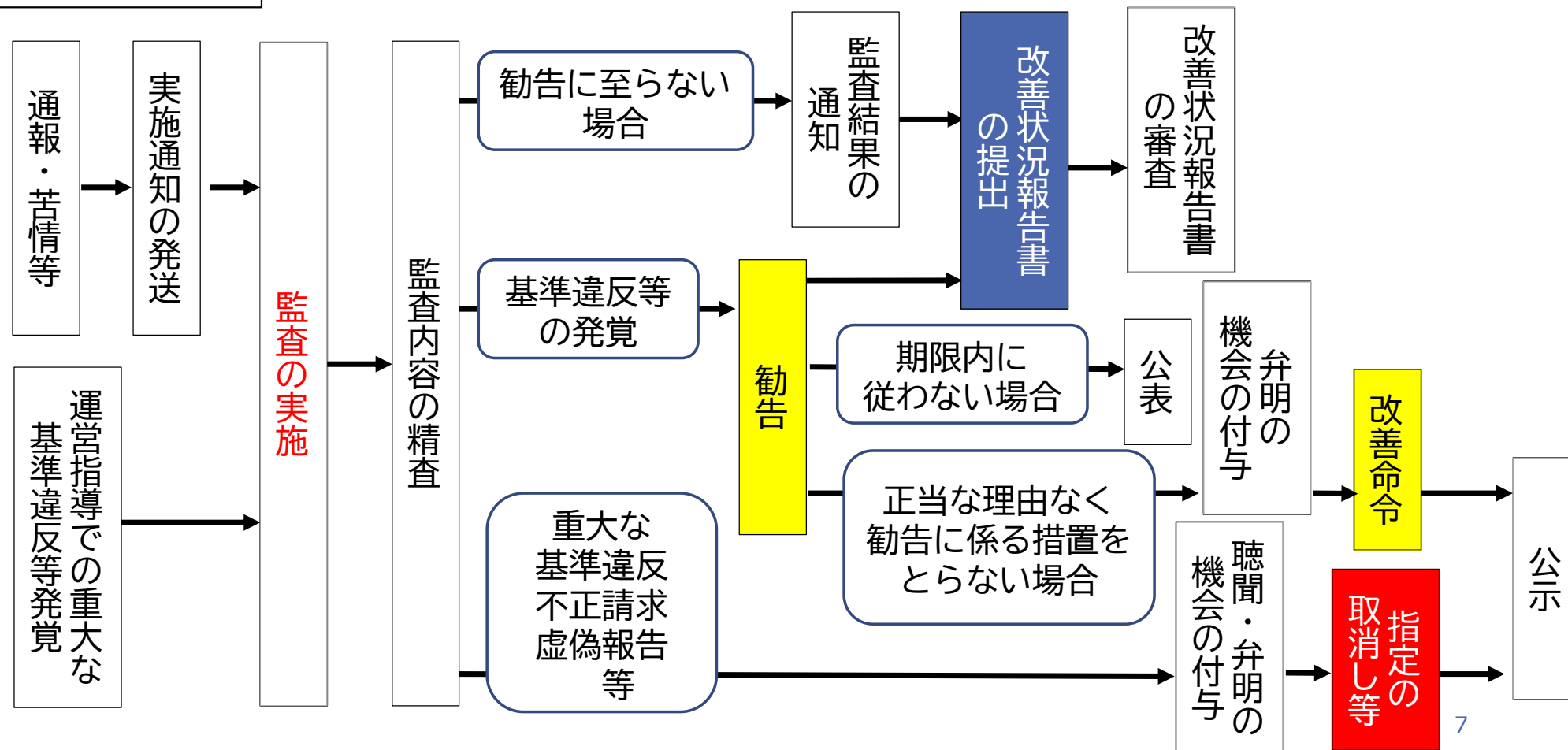
(2) 運営指導及び監査の流れ

運営指導で基準違反等が発見された場合、その内容に応じて「文書指摘」、「口頭指導」又は「助言」を行います。

	指導
文書指摘	・法令、条例等に規定した事項に違反している場合 ※原則として通知日から30 日以内に改善報告を行う
口頭指導	・法令、条例等に規定した事項に違反しているが、その程度が軽微である場合 ・その違反について、文書指摘を行わなくても改善が見込まれる場合 ※改善報告は不要
助言	・法令、条例等に規定した事項に違反していないが、今後も違反のないよう、適正な運営に資するものと考えられる場合 ※改善報告は不要

(2) 運営指導及び監査の流れ

監査の流れ



(3-1) 運営指導における主な文書指摘事項

文書指摘事項

- ・業務継続計画について必要な研修及び訓練を実施すること 【各サービス共通】
- ・運営規程に、虐待の防止のための措置に関する事項の定めをしていない 【各サービス共通】
- ・サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合に、当該家族の同意をあらかじめ文書により得ていない 【各サービス共通】
- ・利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接してアセスメントを行ったことが確認できず、また、アセスメント結果も確認できない事例が認められた 【居宅介護支援】
- ・退院・退所加算を算定するに当たって、当該利用者の退院又は退所の際に、病院等の職員と面談を行っておらず、また居宅サービス計画を作成せずに算定している事例があった 【居宅介護支援】
- ・一部のユニットにおいて、日中の時間帯における介護従業者の配置基準を満たしていなかった 【認知症対応型共同生活介護】

赤字の項目は、後程詳しく解説します。

(3-1) 運営指導における主な文書指摘事項

文書指摘事項

- ・看護職員の配置がない日があることが認められた 【通所介護】
- ・2人の訪問介護員等による訪問介護を行うことについて、利用者又はその家族等の同意を得たことが確認できない事例が認められた 【訪問介護】
- ・同一建物減算の算定について、訪問介護事業所と同一敷地内建物等に居住する利用者でなく、同一の建物に利用者が20人以上居住していない場合に算定されている事例が認められた 【訪問介護】
- ・個別機能訓練の目標を設定するに当たっては、厚生労働省が定める様式「興味・関心チェックシート」および「生活機能チェックシート」などを活用し、利用者のニーズ・日常生活や社会生活等における役割を適切に把握するとともに、利用者の居宅での生活状況を確認すること 【通所介護】
- ・避難階段に物品等が置かれており、非常時の避難経路が十分に確保されていない状況が確認された 【特定施設入居者生活介護】
- ・福祉用具貸与計画に福祉用具貸与計画の実施状況の把握（モニタリング）を行う時期が記載されていない 【福祉用具貸与】

(3-1) 運営指導における主な文書指摘事項

業務継続計画について必要な研修及び訓練を実施すること 【各サービス共通】

指定事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、**必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければなりません。**

研修及び訓練の頻度は以下のとおりです。

施設サービス（※1）、特定施設入居者生活介護（※2）、認知症対応型共同生活介護（※3）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

年2回以上

その他のサービス 年1回以上

●業務継続計画の策定等の規定については、令和6年3月31日までは努力義務でしたが、令和6年4月1日から**義務化**されています。

※1 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

※2 介護予防特定施設入居者生活介護、（介護予防）地域密着型特定施設入居者生活介護を含む

※3 介護予防認知症対応型共同生活介護を含む

(3-1) 運営指導における主な文書指摘事項

運営規程に、虐待の防止のための措置に関する事項の定めをしていない 【各サービス共通】

指定事業者は、事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）に、「虐待の防止のための措置に関する事項」を定めておかねばなりません。虐待防止検討委員会の開催、指針の整備、研修の実施等、虐待の防止のための措置をとっているにもかかわらず、運営規程を改正していない事例が見受けられました。運営規程に虐待防止のための措置に関する事項を定めているかどうか、再度ご確認ください。

●虐待の防止に係る措置については、令和6年3月31日までは努力義務でしたが、令和6年4月1日から義務化されています。

(3-1) 運営指導における主な文書指摘事項

サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合に、当該家族の同意をあらかじめ文書により得ていない 【各サービス共通】

訪問介護員等がサービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があります。

利用者本人から同意を得ているものの、家族からの同意を得ていない事例がありました。

家族の同意を得る場合は、署名欄の肩書を「家族代表」等としてください（「代理人」では家族からの同意とみなすことができません）

(3-1) 運営指導における主な文書指摘事項

利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接してアセスメントを行ったことが確認できず、また、アセスメント結果も確認できない事例が認められた 【居宅介護支援】

居宅介護支援の運営に関する基準に規定されている、アセスメントに当たって利用者の居宅の訪問、利用者及び家族への面接を行っておらず、アセスメント結果の確認ができない事例がありました。

本件では、運営基準減算に該当することから、過誤調整による減算を行うとともに、他のアセスメントの実施状況についても自己点検の上、同様の事例があった場合は、併せて過誤調整による減算を行うよう指導しました。

運営基準減算以外にも、高齢者虐待措置未実施減算等、運営基準を満たさない場合に適用される減算がありますので、運営基準通りの運営が行われているか改めてご注意ください。

(3-1) 運営指導における主な文書指摘事項

退院・退所加算を算定するに当たって、当該利用者の退院又は退所の際に、病院等の職員と面談を行っておらず、また居宅サービス計画を作成せずに算定している事例があった 【居宅介護支援】

退院・退所加算の算定に必要な要件である、病院等の面談、居宅サービス計画の作成のいずれも行っていなかったという事例がありました。

本件では、当該加算について過誤調整を行うとともに、他の加算についても自己点検の上、同様の請求誤りがあった場合は、併せて過誤調整を行うよう指導しました。

→過誤調整は、保険者への調整やご利用者様への説明や返金等、手数料が生じることとなります。

加算を算定する際は、算定要件をよくご確認ください。

(3-1) 運営指導における主な文書指摘事項

一部のユニットにおいて、日中の時間帯における介護従業者の配置基準を満たしていなかった 【認知症対応型共同生活介護】

看護職員の配置がない日があることが認められた 【通所介護】

運営指導で勤務実績を確認したところ、**人員基準を満たしていない日が確認**されました。

今回ご紹介した認知症対応型共同生活介護や通所介護に限らず、人員基準を満たさないことがないよう、人員配置にご注意ください。

(3-2) 運営指導における主な口頭指導事項

口頭指導事項

- ・運営規程の項目と重要事項説明書の項目との整合性がとれていない【各サービス共通】
- ・管理者等の変更があった際の届出が確認できなかった【各サービス共通】
- ・医療費控除の対象となる利用者の領収証には、医療費控除の対象となる金額（介護保険給付対象分の自己負担額）及び居宅介護支援事業者等の名称を記載すること【各サービス共通】
- ・サービスの提供時間に、理美容サービスに要した時間を含めている事例が確認された【通所介護】
- ・要介護1又は2の方から入所申込みがあった場合に、保険者市町村に対して報告を行うとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たって適宜その意見を求めることを行っていない【介護老人福祉施設】
- ・認知症対応型共同生活介護に係る計画について、表題を「施設サービス計画書」と表記している計画を作成し、利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得ている事例があった【認知症対応型共同生活介護】

(3-2) 運営指導における主な口頭指導事項

運営規程の項目と重要事項説明書の項目との整合性がとれていない
【各サービス共通】

運営規程に記載されている内容と重要事項説明書に記載されている内容に不一致が見られる事象がありました。

実際の運用が運営規程に記載されている場合と重要事項説明書に記載されている場合とで取扱いが異なりますので、以下の通り修正してください。

- ・実際の運用が運営規程のとおりである場合（重要事項説明書の記載が誤り）
→重要事項説明書を修正し、既存の利用者への説明を適宜行ってください。
- ・実際の運用が重要事項説明書のとおりである場合（運営規程の記載が誤り）
→運営規程を修正し、変更届を市へ提出してください。

(3-2) 運営指導における主な口頭指導事項

参考 重要事項説明書に記載すべき内容

- ・事業所の運営規程の概要
- ・従業者の勤務体制
- ・苦情処理の体制
- ・事故発生時の対応
- ・（一部のサービス種別のみ）提供するサービスの第三者評価の実施状況
（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）

(3-2) 運営指導における主な口頭指導事項

管理者等の変更があった際の届出が確認できなかった 【各サービス
共通】

管理者等に変更があったにもかかわらず、市へ変更届が提出されていない事例がありました。

管理者以外でも介護支援専門員やサービス提供責任者に変更があった場合、施設の設備に変更があった場合等にも、変更の日から10日以内に変更届の提出が必要です。

変更届は介護保険課へご提出ください。

(4) 基準確認シートの活用について

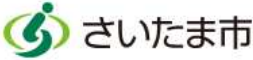
- ・市ホームページに、サービス種別ごとに作成した「**基準確認シート**」を掲載しています。
- ・基準確認シートは、指定基準や加算の要件等が網羅されており、基準や要件を満たしているかどうかをチェックリストで選択できるようになっています。
- ・日常の運営が基準通り行われているかの確認ツールとしてご活用ください。

市ホームページ内のリンクは以下のとおりです。

トップページ > 事業者向けの情報 > 届出・手続き > 介護保険 > 介護サービス事業者基準確認シートなど >

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/018/007/index.html>

(4) 基準確認シートの活用について



Language | ふりがな | 音声読み上げ | 文字サイズ ▶ 標準 拡大 | 背景色 ▶ 黒 白 黄

Google提供

お問合せ

さがす

メニュー

トップページ > 事業者向けの情報 > 届出・手続き > 介護保険 > 介護サービス事業者基準確認シートなど > 介護保険運営指導事前提出資料等（居宅サービス1）

← 一つ前に見ていたページに戻る

更新日付：2025年4月30日 / ページ番号：C073354

介護保険運営指導事前提出資料等（居宅サービス1）

このページを印刷する

運営指導時に使用する「基準確認シート」「職員に関する調べ」「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」は以下のとおりです。
運営指導実施前に作成し、期日までに監査指導課へ提出してください。

なお、利用者に適切な介護サービスを提供するため、事業者自らが事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準を遵守しているか、常に確認することが必要です。
この「基準確認シート」を定期的に使用し自主点検等を行うなど、適正な事業運営及び介護サービスの質の向上に努めるようお願いいたします。

※「基準確認シート」は、法改正(3年ごと)があった年度に作成しております。

サービス	基準確認シート	職員に関する調べ	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表
訪問介護	 【令和6年度版】基準確認シート（訪問介護） （ワード形式 246キロバイト）  【令和6年度版】基準確認シート（訪問介護） （PDF形式 1,005キロバイト）	 職員に関する調べ（エ クセル形式 15キロパイ ト）	 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧 表（訪問介護）（エクセル形式 107キロ バイト）

(5) その他

運営指導実施に当たっての留意点

- ・実施通知は、介護保険課へ登録してあるメールアドレスに送付します。
登録したメールアドレスが使用できるものであるかどうか、あらかじめご確認ください。
- ・事業所へは、公用車で伺います。駐車場の確保にご協力をお願いします。
- ・当日、市担当者への飲み物の提供は不要です。



(6) 参考資料

『介護保険施設等運営指導マニュアル』 厚生労働省老健局総務課介護保険指導室

『介護保険施設等に対する監査マニュアル』 厚生労働省老健局

『介護報酬の解釈 ①単位数表編 令和6年4月版』 社会保険研究所

『介護報酬の解釈 ②指定基準編 令和6年4月版』 社会保険研究所

(7) 連絡事項・おわりに

・他課（生活福祉課、いきいき長寿推進課、介護保険課、障害政策課、感染症対策課）及び埼玉県産業労働部産業人材育成課が作成した資料も、あわせてご覧ください。

・出席確認票の提出をお願いいたします。

出席確認票には確認テストを設けております。こちらの回答も併せてお願いいたします。
確認テストの解答は、12月16日以降に市ホームページに掲載する予定です。

介護保険制度は利用者の方をはじめとする市民、介護サービス事業所、行政との協力や連携のもとで成り立っています。介護サービス事業所として、適切なサービス提供に努めていただくとともに、監査指導にご協力くださいますようお願いいたします。

この集団指導が業務遂行や処遇について見直す機会となっていただければ幸いです。